

平成20年7月3日

「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」 最終とりまとめ案に対する意見募集

総務省は、「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」（座長：新美育文明治大学法学部教授）において取りまとめられた最終とりまとめ案について、平成20年7月3日（木）から8月1日（金）までの間、意見を募集します。

1 経緯

総務省では、昨年7月から「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を開催し、迷惑メール対策について総合的に検討を行ってきました。

今般、同研究会において最終とりまとめ案（概要：別紙1、本文：別紙2）が取りまとめられましたので、これに対する意見を募集します。

2 意見募集の期限

平成20年8月1日（金）午後5時必着
（郵送の場合も平成20年8月1日（金）必着とします。）

3 意見公募要領

意見公募要領については、別紙3を御覧ください。

なお、研究会での配付資料、検討状況等については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/mail_ken/index.html）に掲載しております。

4 今後の予定

提出された御意見を踏まえ、8月下旬に「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」最終とりまとめを公表する予定です。

関係報道資料等

- 「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」の開催（平成19年7月17日）
http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070717_2.html
- 「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」中間とりまとめの公表（平成19年12月21日）
http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071221_4.html
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の成立について（平成20年5月30日）
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/h20kaisei.html

連絡先：総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課
（担当：扇課長補佐、大迫係長）

電話：03-5253-5487

FAX：03-5253-5948

E-mail：antispam/atmark/soumu.go.jp

（迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。）